

事業系ごみの不適正排出の現状と今後の対策の方向性について

1. 排出事業者の責任

事業活動に伴う廃棄物の処理については、排出事業者の責任として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例で以下の内容が定められている。

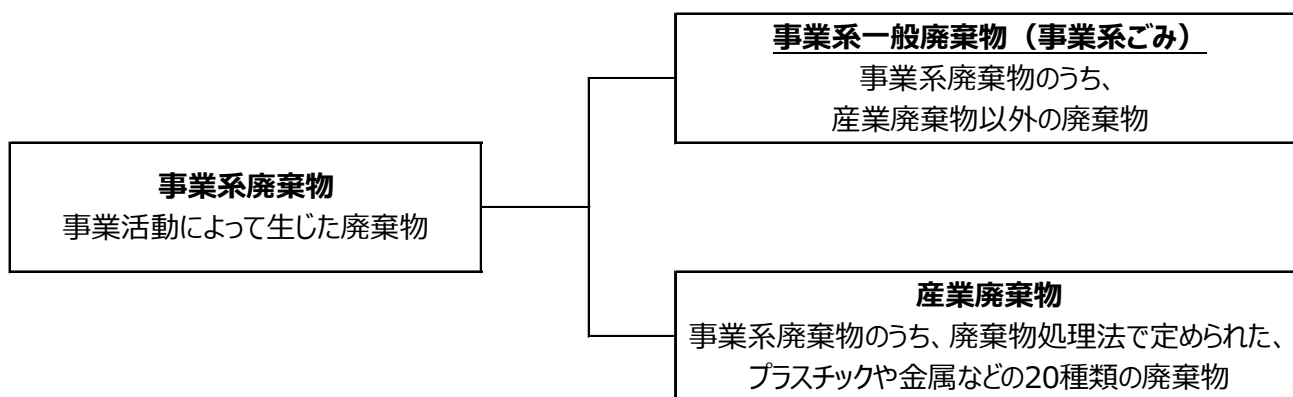
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物は、排出事業者の責任において適正に処理しなければならない
- ・資源物の分別の徹底を図ること等により、廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない

2. 事業系廃棄物の区分

事業系廃棄物は品目によって事業系一般廃棄物(事業系ごみ)と産業廃棄物に分かれ、事業系一般廃棄物は、自己又は委託により一般廃棄物処理施設(市川市クリーンセンター等)に運搬し、処分するものとしている。

また、産業廃棄物は、排出事業者の責任として産業廃棄物の処理業者に処理を委託するなど適正に処分するものとされている。

事業系廃棄物の区分



事業系一般廃棄物と産業廃棄物の一例

事業系一般廃棄物	紙類：事務所から発生するコピー用紙やダンボール 生ごみ：飲食店の調理残渣や食べ残し、小売店で発生する食品の売れ残り 木くず：飲食店から出る割りばしや事務所敷地内の庭木を伐採したもの 布類：洋服屋から発生する布類 その他：従業員の個人消費に伴って排出されたビン、カン、ペットボトル
産業廃棄物	原則上記以外のすべての事業系廃棄物

※業種によっては、紙類、生ごみ、木くず、布類でも産業廃棄物となるものがある
(例：製紙工場から発生する紙くず、建設工事に伴って発生する材木等の木くず等)。

※ビン、カン、ペットボトルについては従業員の個人消費に伴って排出されたものに限
り、事業系一般廃棄物となる。

3. 事業系ごみの適正な処理方法

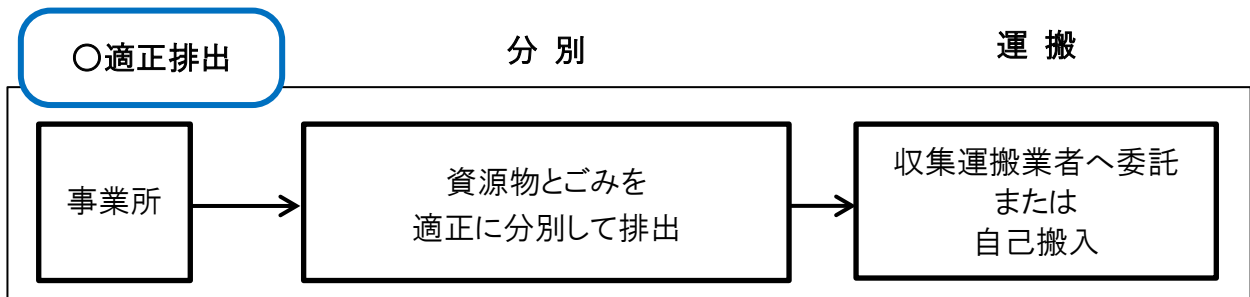
本市では、一定規模以下の住居併用かつ少量排出の事業者を除き、事業系ごみについては、家庭ごみの集積所に排出することはできず、事業者の責任において、自己又は委託により運搬もしくは処分させるなど、適正に処理するものとしている。

なお、クリーンセンターに搬入する場合は、クリーンセンター受入基準に合致することが求められている。

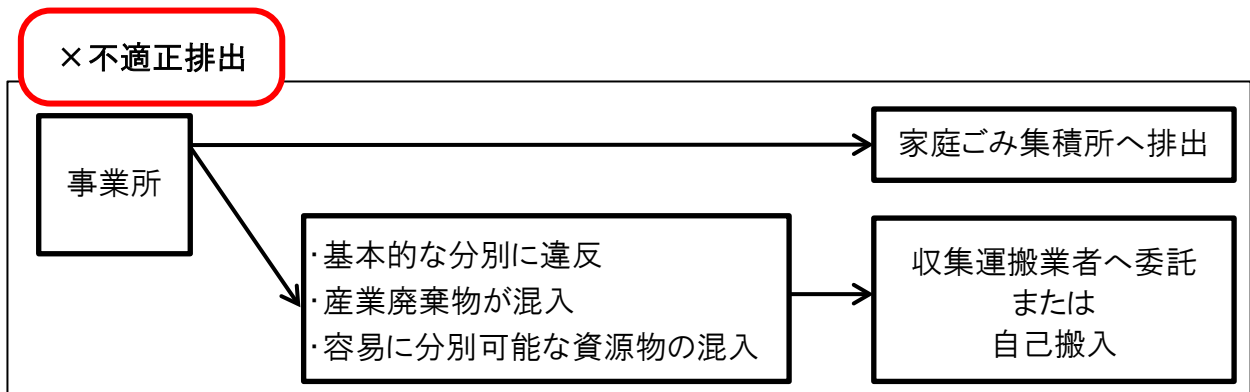
また、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物やその他の資源物(紙類、ビン、カン、ペットボトル、食品循環資源等)については、資源化処理を行う施設に搬入して資源化に努めるものとしている。

事業系ごみの排出の類型

①適正排出方法



②不適正排出に該当するもの



4. 事業系ごみの不適正排出の現状

事業系ごみの不適正排出の現状として、以下の3点の事例が見受けられる。

(1) 家庭ごみ集積所への排出

一部の事業所において家庭ごみ集積所への事業系ごみの排出が行われており、家庭ごみ収集委託業者や市民からの情報提供に基づき個別指導を実施している。

(2) 基本的な分別ルールが守られていない

排出事業者によって、分別ルールが守られていないことから、収集運搬許可業者への委託や自己搬入されている場合であっても、クリーンセンターに搬入される燃やすごみの中には、ビン、カン等の不燃物、発泡スチロール等の廃プラスチック類に該当する産業廃棄物の混入など、基本的な分別ルールであるクリーンセンターの受入基準に合致しないものが見受けられる。

(3) 資源物の可燃ごみとしての搬入

ダンボール等の容易に分別可能な資源物が燃やすごみとして搬入されている事例が見受けられる。そのため、クリーンセンターでは資源物（ダンボール、カン等）の別降ろしスペースを設置することで、資源物の排出が少量の事業所における資源化を促進している。

市川市クリーンセンターの受入基準

区 分	条 件
燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、繊維くず、プラスチック類など)	(1) 搬入しようとする廃棄物が市内で発生したものであること。 (2) 搬入しようとする廃棄物が左欄の区分に応じて分別されていること。
燃やさないごみ (金属類、ガラス類、陶磁器類)	(3) 搬入しようとする廃棄物が爆発、火災等の危険のないようにされていること。
大型ごみ (寝具、家具、自転車、じゅうたんなど)	(4) 搬入しようとする廃棄物が処理施設に支障が生じない形状にされていること。
有害ごみ (乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計)	(5) 資源物の選別に努め、ごみ搬入量を減らすこと。 (6) 産業廃棄物を混入しないこと。

※平成29年度一般廃棄物処理実施計画より抜粋。

5. 事業系ごみにおける今後の対策の方向性

事業系ごみの不適正排出を防止し、あわせて事業系ごみの減量・資源化に向けた取り組みを促進していくため、今後の対策の方向性として以下の事項が考えられる。

(1) 排出事業者への対策の強化

① 排出事業者に対する適正排出方法の広報・啓発の強化

- ・ 排出者責任啓発チラシ等を用いた周知
- ・ 収集運搬許可業者と連携した基本的な分別ルールや排出方法の周知

② 事業系ごみを家庭ごみ集積所に排出する事業者への指導の強化

- ・ 開封調査による排出指導
- ・ 警告シールの貼付、警告看板の設置

(2) クリーンセンター搬入時における対策の強化

① 搬入ごみの展開検査による指導の強化

- ・ 検査回数の増加や展開検査の状況に応じた持ち帰りの指示など取り組みの強化
- ・ 収集運搬許可業者と連携した不適正排出事業者への改善指導

② クリーンセンターの受入基準の厳格な適用及び受入基準の見直し

- ・ 受入基準に違反した事業系ごみの受け入れ拒否や分別ルールの指導
- ・ 容易に分別が可能であり、資源化ルートが確立されている紙類の搬入制限
- ・ やむを得ずクリーンセンターに搬入された資源物の資源化を図るため、別降しスペースの利用の促進

＜搬入物展開検査時に確認された不適正な混入物＞

①廃プラスチック（産業廃棄物）が多く混入しているもの



②ダンボール（資源物）が多く混入しているもの

